

重要

テレワーク実施のお知らせ

平素は格別のご理解ご協力を賜り御礼申し上げます。

5月4日に政府から新型コロナウイルス感染症拡大防止のために
緊急事態宣言が5月31日まで延長することが発令されました。
それに伴い、弊所の在宅勤務期間を2020年5月31日(日)まで延長することとなりましたので、
お知らせいたします。
なお、5月14日(木)に予定されている政府方針の発表内容により、変更となる場合もございます。
その際は改めてお知らせいたします。
皆様には大変ご迷惑をおかけしますが、
感染拡大防止に向けて、何卒ご理解のほどよろしく願いいたします。

なお、お問い合わせにつきましては、
弊所に電話、FAXまたはメールで送付くださいますようお願いいたします。
多少お時間をいただくこともあるかと存じますが、順次対応させていただきますので、
ご理解、ご協力いただきますようお願いいたします。

■■■ テレワーク実施日 ■■■

2020年4月3日(金)～5月31日(日)

6月1日より通常営業する予定でございます。
営業時間は通常と変わらず9:30～17:30となります。

令和2年5月7日

ジョアット総合会計事務所
代表パートナー 篠崎英憲